

平成 26 年6月末
連結自己資本規制比率に関する開示
(経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に
記載すべき事項を定める件(平成 22 年金融庁告示第 132 号)に基づき行う開示

事業年度 自平成 26 年 4 月 1 日
(第 111 期) 至平成 26 年 6 月 30 日

野村ホールディングス株式会社

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第208条の28第1項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第57条の17第2項および第3項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項について以下記します。なお、本書面において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成22年金融庁告示第130号。以下「連結自己資本規制比率告示」といいます。)において使用する用語の例によります。

目次

第1部	連結自己資本規制比率に関する事項	4
第2部	自己資本の構成に関する開示事項	5
第3部	連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項	9
第4部	自己資本調達手段に関する契約内容	10
1.	野村ホールディングス株式会社 普通株式	10
2.	野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	11
3.	野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	14
4.	野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)	17
5.	野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	19
6.	野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)	21
7.	野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	23
8.	野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)	25
9.	野村証券株式会社 劣後特約付借入金	27
10.	野村証券株式会社 劣後特約付借入金	28
11.	キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分	29
12.	ING Securities Investment & Trust Co., Ltd 非支配持分	30
13.	Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd 非支配持分	31
14.	Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分	32
15.	株式会社杉村倉庫 非支配持分	33

第1部 連結自己資本規制比率に関する事項

		平成26年3月末	平成26年6月末	(十億円)
連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	2,314.2	2,283.4	
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,314.2	2,283.4	
連結における総自己資本の額	(C)	2,715.7	2,680.7	
リスク・アセット	(D)=(E)+(F)+(G)	17,425.9	17,389.0	
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	8,034.8	7,527.4	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(F)	6,999.7	7,470.1	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(G)	2,391.4	2,391.4	
連結普通株式等Tier1比率(%)	(A)/(D)×100	13.2%	13.1%	
連結Tier1比率	(B)/(D)×100	13.2%	13.1%	
連結総自己資本規制比率(%)	(C)/(D)×100	15.5%	15.4%	

第2部 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	平成26年3月末		平成26年6月末		国際様式の該当番号
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,477,102		2,440,438		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,278,131		1,276,312		1a
うち、利益剰余金の額	1,271,061		1,289,295		2
うち、自己株式の額 (△)	72,090		125,169		1c
うち、社外流出予定額 (△)	-		-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,779	7,116	468	1,872	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		5,177		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,478,881	7,116	2,445,148	1,872	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	42,104	168,415	42,049	168,196	8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	15,547	62,190	15,337	61,350	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	26,556	106,225	26,712	106,847	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	3,037	12,150	2,904	11,615	10
繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-	11
適格引当金不足額	6,234	24,935	7,042	28,170	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	4,495	17,981	1,509	6,034	14
前払年金費用の額	2,088	8,353	5,075	20,299	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く)の額	146	582	140	561	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	19
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	20
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	23
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	24
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	106,543		102,997		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	164,647	232,415	161,716	234,876	28

項目	平成26年3月末		平成26年6月末		国際様式の該 当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1 資本					
普通株式等Tier1 資本の額（イ）－（ロ）	(ハ)	2,314,234		2,283,432	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額		-		-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額		-		-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額		-		-	
その他Tier1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額		-		1,519	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	33
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		-		-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		7,116		- 1,872	
うち、その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		7,116		- 1,872	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)	7,116		- 353	36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		1,000	4,001	1,000	4,001
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		112,659		101,643	
うち、無形固定資産(のれんに係るものに限る)の額		62,190		61,350	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額		20,021		20,174	
うち、期待損失額に対適格引当金超過額を2で除した額		12,467		14,085	
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		-	
うち、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		17,981		6,034	
うち、繰延税金資産のTier1基準額超過額		-		-	
Tier2 資本不足額		-		-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)	113,659	4,001	102,643	4,001

項目	平成26年3月末		平成26年6月末		国際様式の該当番号	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		
その他Tier1 資本						
その他Tier1資本の額（(ニ) - (ホ)）	(へ)	-		-	44	
Tier1 資本						
Tier1 資本の額（(ハ) + (ヘ)）	(ト)	2,314,234		2,283,432	45	
Tier2 資本に係る基礎項目（4）						
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額		-		-	46	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		168,956		168,780		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額		-		-	48-49	
Tier2 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額		-		357		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		248,991		246,272	47+49	
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額		121,760		121,760	47	
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		127,231		124,512	49	
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計		-		-	50	
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額		-		-	50a	
うち、適格引当金Tier2 算入額		-		-	50b	
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-		-		
うち、少数株主持分の額		-		-		
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	417,947		415,409	51	
Tier2 資本に係る調整項目						
自己保有Tier2 資本調達手段の額		22	86	22	87	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		16,469		18,086		
うち、意図的保有の額		-		-		
うち、他の金融機関等の資本調達手段の額		4,001		4,001		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額		12,467		14,085		
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)	16,490		18,108	57	
Tier2 資本						
Tier2 資本の額（(チ) - (リ)）	(ヌ)	401,457		397,301	58	
総自己資本						
総自己資本合計（(ト) + (ヌ)）	(ル)	2,715,691		2,680,733	59	

項目	平成26年3月末		平成26年6月末		国際様式の該当番号
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	107,374		119,235		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額	86,204		86,673		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	12,150		11,615		
うち、前払年金費用の額	8,353		20,299		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	582		561		
うち、自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-		-		
うち、自己保有Tier2 資本調達手段の額	86		87		
うち、少数出資金融機関等の普通株式の額	-		-		
うち、少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-		-		
うち、少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		-		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-		-		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものに関連するものの額	-		-		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	17,425,860		17,389,026		60
連結自己資本規制比率					
連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	13.2%		13.1%		61
連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	13.2%		13.1%		62
連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))	15.5%		15.4%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	158,012		181,606		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	102,115		91,863		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	61,453		26,831		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	-		-		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額					77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額					79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額					82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	249,055		249,055		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	35,555		30,340		85

第3部 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成した場合における連結貸借対照表（連結規制貸借対照表）の各項目の額

（単位：百万円）

	連結規制貸借対照表の 各項目の額		第2部の対応項目 (国際様式の該当項目)
	平成26年3月末	平成26年6月末	
資産			
現金・預金	2,180,164	2,101,485	
貸付金および受取債権	2,527,679	2,657,171	
担保付契約	17,347,001	15,992,424	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	18,714,204	20,493,386	
その他の資産	2,338,189	2,275,113	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	77,737	76,687	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	144,007	144,655	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額	-	-	20, 24
資産合計	43,107,237	43,519,579	
負債			
借入金、支払債務および受入預金	11,664,712	11,948,306	
担保付調達	17,111,999	16,382,624	
トレーディング負債	11,047,081	12,047,241	
その他の負債	770,370	670,313	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額に係る繰延税金負債	-	-	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	11,225	11,097	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額に係る繰延税金負債	-	-	20, 24
負債合計	40,594,161	41,048,484	
資本			
資本金及び資本剰余金の額	1,278,131	1,276,312	1a
利益剰余金	1,271,061	1,289,295	2
累積的その他の包括利益	8,895	2,340	3
自己株式	-	125,169	1c
資本合計	2,485,997	2,438,098	

第4部 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	株主資本 株主資本
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	劣後債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260ABC4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	153,580百万円
9	額面総額(4)	154,300百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がパーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフアード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合：</p> <p>①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本劣後特約（1）①ないし④と実質的に同一またはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本劣後特約（1）③を除き本劣後特約（1）と実質的に同一の条件を付された債権は、本劣後特約（1）①ないし④と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。）（かかる条件を付された債権を、本社債に基づく債権とともに、以下「劣後債権」という。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BBC2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	15,200百万円
9	額面総額(4)	15,700百万円
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日(6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオファード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合:</p> <p>①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	31,600百万円
9	額面総額(4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	45,360百万円
9	額面総額(4)	57,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

6.

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	4,800百万円
9	額面総額(4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日(6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円 無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

8. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	40,000百万円
9	額面総額(4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成22年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376261B834
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村証券株式会社第3回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	36,779百万円
9	額面総額 (4)	49,200百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	平成20年3月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年3月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.28パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

⑤自己資本規制比率を充足しない場合

発行者が本社債の元利金の支払いを行うことにより金融商品取引法第46条の6第2項の規定（金融商品取引法に定める金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する規定が改正された場合には、改正後の規定を指すものとする。以下同じ。）に違反することになる場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者が当該元利金の支払いを行っても金融商品取引法第46条の6第2項に違反しなくなること。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	79,737百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	平成20年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	変動
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 平成26年6月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

11. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	7,996百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	平成20年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	固定
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更についての優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

12. 注1) 平成26年6月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

13. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	TH0108010Z01
3	準拠法	タイ法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	1,994百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

14. ING Securities Investment & Trust Co., Ltd 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	ING Securities Investment & Trust Co., Ltd (注1)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	香港法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3) 連結自己資本規制比率	2,381百万円
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

注1) 平成26年10月16日社名をNomura Asset Management Taiwan Ltd.へ変更。表記は6月末時点のものとなります。

15. Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	シンガポール法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	514百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

16. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Chi-X Global Holdings LLC
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	デラウェア州法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	792百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

17. 株式会社杉村倉庫 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	株式会社杉村倉庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	1,372百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

18.

19. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分